

福岡県公報

平成17年7月29日
第2418号

目次

告示(第1455号-第1459号)

- 平成17年度一般会計補正予算 (財政課) 1
- 保安林予定森林の所在場所等 (治山課) 8
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等
(商業・地域経済課) 8
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等
(商業・地域経済課) 8
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出
(商業・地域経済課) 8

監査委員

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第二課) 9

内水面漁場管理委員会

- 水産動物の採捕の禁止 (水産振興課) 11

告示

福岡県告示第1455号

平成17年度一般会計補正予算は、平成17年6月第12回福岡県議会定例会において次のように議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表する。

平成17年7月29日

福岡県知事 麻生 渡

平成17年度福岡県一般会計補正予算（第1号）

平成17年度福岡県の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,084,568千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,505,388,904千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

平成17年6月24日議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|------------|---------|----------------------|------------------|----------------------|
| 7 分担金及び負担金 | | 11,091,684 | 12,000 | 11,103,684 |
| | 2 負担金 | 10,115,295 | 12,000 | 10,127,295 |
| 9 国庫支出金 | | 221,472,791 | 1,167,006 | 222,639,797 |
| | 1 国庫負担金 | 125,040,922 | 841,350 | 125,882,272 |
| | 2 国庫補助金 | 91,679,463 | 325,656 | 92,005,119 |
| 12 繰入金 | | 28,904,962 | 1,462,229 | 30,367,191 |
| | 2 基金繰入金 | 22,078,430 | 1,462,229 | 23,540,659 |
| 15 県債 | | 182,549,700 | 443,333 | 182,993,033 |
| | 1 県債 | 182,549,700 | 443,333 | 182,993,033 |
| 歳入合計 | | 1,502,304,336 | 3,084,568 | 1,505,388,904 |

歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補 正 前 の 額 | 補 正 額 | 計 |
|---------------|-----------------|-------------|-----------|-------------|
| 2 総 務 費 | | 63,243,504 | 5,058 | 63,248,562 |
| | 6 防 災 費 | 855,816 | 5,058 | 860,874 |
| 3 保 健 福 祉 費 | | 224,788,191 | 1,616,684 | 226,404,875 |
| | 1 保 健 福 祉 管 理 費 | 50,002,118 | 1,563,047 | 51,565,165 |
| | 2 高 齢 者 福 祉 費 | 36,707,986 | 10,393 | 36,718,379 |
| | 3 児 童 家 庭 費 | 20,789,784 | 25,514 | 20,815,298 |
| | 4 障 害 者 福 祉 費 | 16,391,319 | 17,730 | 16,409,049 |
| 6 農 林 水 産 業 費 | | 77,731,604 | 290,306 | 78,021,910 |
| | 5 水 産 業 費 | 10,966,354 | 290,306 | 11,256,660 |
| 7 商 工 費 | | 79,643,305 | 44,318 | 79,687,623 |
| | 1 商 業 費 | 72,209,867 | 44,318 | 72,254,185 |
| 8 土 木 費 | | 177,858,081 | 313,401 | 178,171,482 |
| | 1 土 木 管 理 費 | 16,166,062 | 12,054 | 16,178,116 |

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------------|---------------|-----------|---------------|
| | 3 河川海岸費 | 43,129,000 | 292,400 | 43,421,400 |
| | 6 住宅費 | 10,377,043 | 8,947 | 10,385,990 |
| 11 災害復旧費 | | 4,375,237 | 814,801 | 5,190,038 |
| | 1 農林水産施設災害復旧費 | 1,250,735 | 61,071 | 1,311,806 |
| | 2 土木施設災害復旧費 | 2,632,691 | 497,606 | 3,130,297 |
| | 4 庁舎等災害復旧費 | | 111,736 | 111,736 |
| | 5 教育施設災害復旧費 | | 144,388 | 144,388 |
| 歳出 | 合計 | 1,502,304,336 | 3,084,568 | 1,505,388,904 |

第2表 債務負担行為補正

追 加

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|------------|----------------------|---|
| 災害援護資金利子補給 | 平成20年度から 平成27年度まで | ただし、平成17年度利子補給対象融資限度額 977,500千円 56,756千円 |
| 被災住宅補修利子補給 | 平成18年度から 平成22年度まで | ただし、平成17年度利子補給対象融資限度額 1,230,000千円 38,435千円 |

変 更

| 事 項 | 補 正 前 | | 補 正 後 | |
|--|----------------------|--|----------------------|--|
| | 期 間 | 限 度 額 | 期 間 | 限 度 額 |
| 福岡県中小企業振興資金融資制度 の推進に伴う福岡県信用保証協会 に対する損失補償 | 平成17年度から 平成28年度まで | 800,000千円 ただし、求償権の行使にともない回 収金が返還されたときは、当該金額 相当額を限度額に加算することがで きる。 | 平成17年度から 平成28年度まで | 815,000千円 ただし、求償権の行使にともない回 収金が返還されたときは、当該金額 相当額を限度額に加算することがで きる。 |

第3表 地方債補正

(単位：千円)

| 起債の目的 | 補正前 | | | | 補正後 | | | |
|-------------|-------------|---|---------|--|-------------|---|---------|--|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 自然公園整備事業費 | 71,000 | 証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成17年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成18年度以降に繰り越すことができる。 (他の地方公共団体との共同発行を含む。) | 年9.0%以内 | 起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。 | 79,000 | 証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成17年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成18年度以降に繰り越すことができる。 (他の地方公共団体との共同発行を含む。) | 年9.0%以内 | 起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。 |
| 砂防事業費 | 3,671,000 | | | | 3,779,000 | | | |
| 災害復旧事業費 | 1,114,000 | | | | 1,368,000 | | | |
| 災害援護資金貸付事業費 | | | | | 73,333 | | | |
| 計 | 182,549,700 | | | | 182,993,033 | | | |

福岡県告示第1456号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年7月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字津野字中ノ谷5308

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1457号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成17年7月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 加布里ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県前原市大字神在1389番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし**福岡県告示第1458号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成17年7月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 加布里ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県前原市大字神在1389番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし**福岡県告示第1459号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成17年7月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成17年7月15日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン筑紫野

(2) 所在地 福岡県筑紫野市針摺30番21 外

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

| 小売業を行う者の名称 | 変更前 | 変更後 |
|------------|-----------------------|------|
| 株式会社イズミ | 午前9時30分 (年60日午前9時) | 午前9時 |

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

| 変更前 | 変更後 |
|---|---------------------|
| 午前9時から午後10時30分まで (年60日午前8時30分から午後10時30分まで) | 午前8時30分から午後10時30分まで |

監査委員

監査公表第7号

商工部出先機関の福岡商工事務所等9か所について実施した定期監査結果の報告（平成17年3月29日付16監二第825号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成17年7月29日

| | |
|---------|------|
| 福岡県監査委員 | 福本義雄 |
| 同 | 進谷庸助 |
| 同 | 伊藤龍峰 |
| 同 | 富田徳二 |

17経金第219号
平成17年6月22日

福岡県監査委員 福本 義雄 殿
同 市 村 昭三 殿
同 進 谷 庸助 殿
同 富 田 徳二 殿

福岡県知事 麻生 渡

監査の結果に係る措置について（通知）

平成17年3月29日付16監二第825号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

| 対象機関名 | 監査の結果 | 講じた措置の内容 |
|----------|--|---|
| 福岡商工事務所 | 小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金の収入未済額が、228,437,092円と多額である。 | 小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金の過年度分の収入未済額が多額であることにつきましては、事業を継続している2件については、経営状況を把握し、償還金の増額指導を行っています。 民事再生中の1件は、再生計画に基づく償還を求めるとともに連帯保証人の資力調査及び督促を行っており、今後も引き続き、収入未済の解消に努めてまいります。 |
| 北九州商工事務所 | 小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金の収入未済額が、1,307,742,146円と多額である。 | 小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金の過年度分の収入未済額が多額であることにつきましては、事業を継続している5件については、経営状況を把握し、償還金の増額指導を行っています。 事業を休廃止している10件のうち3件については資産処分の指導及び競売申立を行い、7件については連帯保証人の資力調査及び督促を行っており、今後も引き続き、収入未済の解消に努めてまいります。 |
| 飯塚商工事務所 | 小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金の収入未済額が、1,145,745,604円と多額である。 | 小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金の過年度分の収入未済額が多額であることにつきましては、事業を継続している5件については、経営状況を把握し、償還金の増額指導を行っており、民事再生中の1件は、再生計画に基づく償還を求めるとともに、譲渡担保物件からの回収を行っています。 事業を休廃止している17件のうち1件については競売申立、16件については連帯保証人の資力調査及び督促を行っており、今後も引き続き、収入未済の解消に努めてまいります。 |

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び採捕禁止期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県内水面漁業調整規則第43条に基づく試験研究等の場合の採捕については、この限りでない。

平成17年7月29日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 敏 治

1 禁止期間

1月1日から12月31日まで

2 禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市安武町大字武島、筑後大堰軸を基線として、基線の上流300メートルから基線の下流300メートルまでの福岡県の区域

3 指示の有効期間

平成17年8月1日から平成22年7月31日まで

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売印刷 福岡市東区箱崎六丁目六番四二号
株式会社 川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)